

## (4) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整 (法 10 の 3、令 14 の 11 他)

普通法人が公益法人等に移行する場合の所要の調整の対象となる法人税に関する法令の規定は、次のとおりです。

### 1 該当日の前日の属する事業年度における法人税法等の適用

法人税法等の規定	適用内容
i 欠損金の繰戻しによる還付 (法 80④)	該当日の前日前 1 年以内に終了した事業年度又は該当日の前日の属する事業年度において生じた欠損金について、繰戻し還付規定の適用を受けることができます。 なお、欠損金の繰戻し還付の規定は、租税特別措置法において大法人による完全支配関係がない中小企業者等を除きその適用が停止されていますが、解散の場合には適用されることとなっています (措法 66 の 13①)。
ii 国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し (令 81、90)	該当日の前日において、その有している特別勘定のお金の全額を取り崩し、その取り崩した日の属する事業年度の益金の額に算入することとなります。
iii 貸倒引当金及び返品調整引当金 (法 52⑫、53⑨)	該当日の前日の属する事業年度については、貸倒引当金等の損金算入が認められません。
iv 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等 (令 121 の 5 ①)	ヘッジ対象資産等の決済等が行われていないときにおいても、繰り延べた決算損益額は、その該当日の前日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。
v 長期割賦販売等に係る収益及び費用の額 (令 125③)	該当日の前日の属する事業年度において延払基準の方法により繰り延べられていた収益及び費用の額の全額を益金及び損金の額に算入することとなります。
vi 一括償却資産の損金算入 (令 133 の 2 ⑤)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時ににおける一括償却資産の金額の残額を損金の額に算入することとなります。
vii 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入 (令 139 の 4 ⑩)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時ににおける繰延消費税額等の残額を損金の額に算入することとなります。
viii 退職給与引当金勘定の取崩し (14 年 8 月改正政令※ 5 ⑭、⑮)	該当日の前日の属する事業年度において、その有する退職給与引当金勘定の金額を全額取り崩した上で、益金の額に算入することとなります。

※ 14 年 8 月改正政令 …………… 法人税法施行令等の一部を改正する政令 (平成 14 年政令第 271 号)

### 2 該当日の属する事業年度及び当該事業年度後の各事業年度における法人税法等の適用

法人税法等の規定	適用内容
i 青色欠損金、災害損失金及び期限切れ欠損金の繰越し (法 57 ①、58①、59)	該当日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金を該当日の属する事業年度以後に繰り越すことはできないこととなります。
ii 欠損金の繰戻しによる還付 (法 80)	該当日の属する事業年度において生じた欠損金の繰戻しによる還付を受けることはできないこととなります。
iii 受取配当の益金不算入制度における株式等に係る負債の利息の額 (令 22)	負債の利息の額の按分計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度に係るもののみを合算することとなります。 なお、簡便法は平成 22 年 4 月 1 日に存する法人のみ適用することができますので、該当日が同日より後である場合には、簡便法の適用はできません。
iv 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金制度における貸倒引当金勘定への繰入限度額 (令 96②)	貸倒実績率の計算について、該当日の属する事業年度は当該事業年度の実績により計算し、翌事業年度以後は該当日の属する事業年度以後の事業年度のみ合算することとなります。
v 返品調整引当金制度における返品調整引当金勘定への繰入限度額 (令 101②)	棚卸資産の返品率の計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度のみ合算することとなります。

(注) 1 該当日とは、普通法人として全所得課税を受けていた一般社団法人・一般財団法人が公益法人等 (公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人) に該当することとなる場合のその該当することとなる日をいいます。

2 法人税法のほか、租税特別措置法の一定の規定についても適用があります。